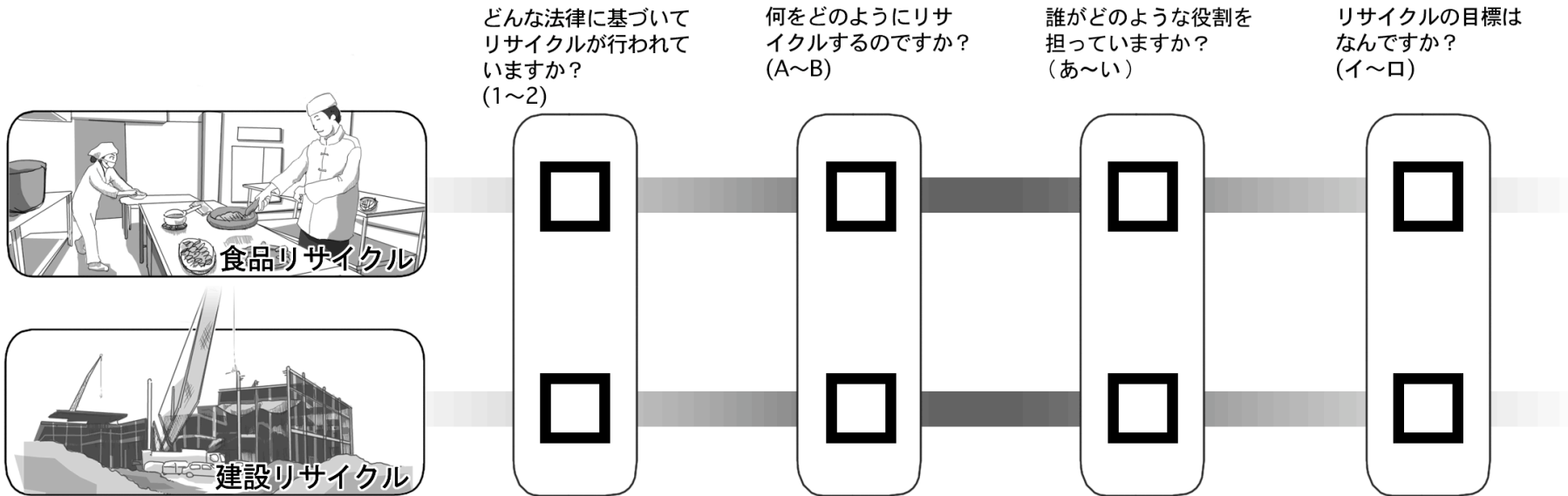


# 産業廃棄物のリサイクルシステム

日常生活とはあまり関わりがない産業分野でも、さまざまなリサイクルシステムがあります。その中で法律で制度化されているのが、建設リサイクルと食品リサイクルです。  
それぞれのイラストに、下の説明文の番号を入れ、リサイクルシステムの説明シートを完成させてください。



1 通称：食品リサイクル法  
正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
平成13年5月 実施

A 建設工事が出るコンクリート、鉄筋、アスファルト、木材を分別し、建設材料などとして再利用する。廃棄物の発生抑制も義務づけられている。

あ 食品関連事業者（食品メーカー、販売会社、飲食店）は、食品廃棄物の発生抑制、リサイクル促進はもちろん、発生抑制や減量化を進めなければならない。

イ ●コンクリート塊・建設発生木材・アスファルト塊の再資源化率を平成22年度までには95%にする。  
●国の直轄事業では平成17年度までに最終処分量をゼロにする。

2 通称：建設リサイクル法  
正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
平成14年5月 実施

B 食品メーカー、食品販売会社（スーパー、コンビニなど）、飲食店などから出る調理くずや売れ残りなどの食品廃棄物を肥料の原料などとして再利用する。

い ●工事発注者  
工事の届け出、費用負担  
●建設会社  
分別解体、再資源化、再利用促進  
●国  
再利用の率先実施

ロ 食品メーカー、販売会社、飲食店などは、平成18年度までに、食品廃棄物のリサイクル率など（発生抑制や減量化も含む）を、20%まで向上させなければならない。

年	組	名前
---	---	----